

使用料・手数料等の見直しについて

— 報 告 書 —



キミと一緒に、育っていきたい。

Komaki

(令和3年11月)

小牧市使用料・手数料等検討委員会

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	見直しの範囲	2
4	検討結果	2
5	市民優遇料金の検討について	24
6	見直しの効果	28
7	まとめ	28
資料 1	小牧市使用料・手数料等検討委員会検討の経緯	29
資料 2	小牧市使用料・手数料等検討委員会設置要綱	30
資料 3	施設使用料の収入額と維持管理費の対比表	32

1 はじめに

小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画（第IV章自治体経営編－基本施策4財政運営）及び小牧市自治体経営改革推進計画において、受益と負担の適正化を図り自主財源を確保するため、行政サービスの使用料・手数料を定期的に見直すことが明示されている。

そのため、使用料・手数料等の見直しについての基本的な考え方を示し、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しにより受益者負担の適正化を図るものである。

2 基本的な考え方

使用料・手数料等については、定期的に見直しを行っており、前回見直しを行った平成29年度から4年経ったことから、各部の次長級職員を構成員とする「小牧市使用料・手数料等検討委員会」を設置し、必要な見直しを行ったものである。検討にあたっては、前回の改定時の考え方を基本として、以下の方針に基づき検討を行うこととした。

(1) 受益者負担の原則

行政サービスを利用する人と利用しない人の公平性を考慮し、利用する受益者が費用を負担する「受益者負担の原則」に立つ。

(2) 性質別負担割合の設定（0%～100%）

各行政サービスを性質別（公共性・必需性）に分類し、基準となる受益者負担の割合を明確にする。

(3) 近隣市町の料金の把握・反映

近隣市町における料金を把握し、その状況等を踏まえて見直しを図る。

(4) 激変緩和措置の導入

受益者の急激な負担を解消するため、激変緩和措置（上限改定率1.5倍）を導入する。

3 見直しの範囲

(1) 歳入予算の「使用料及び手数料」及び「雑入」に計上されるもののうち、受益者負担の原則が適用される収入全てを対象とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

①企業会計所管のもの

②個別法で負担額等が定められているもの

③令和3年度途中に新設し、令和3年度以降に収入が見込まれるもの

※施設使用料については、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものを対象とする。(公の施設とは、地方自治法第244条に規定する住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいう。)

(2) 行政財産目的外使用料等については、令和元年9月10日付け31小財第518号総務部長通知「令和元年10月以降の普通財産及び行政財産の貸付料基準、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等について」による算定基準等の見直し検討を行う。

4 検討結果（市民優遇料金の検討を除く）

検討にあたっては、対象とした使用料・手数料等について、事務局において、担当課より提出された調査票に基づき、過去の改定の経緯及び施設運営や事務処理に要するコストの状況、他市の料金などの確認を行うとともに、より詳細な調査が必要とされたものについては、担当課へのヒアリングを実施した。

これらの結果を踏まえ、事務局より示された資料を基に、検討委員会において見直しの検討を行い、一定の結論を得たものである。

その結果、以下の(1)から(40)について、改正が必要と判断した。

一方、(41)から(61)については、記載の理由から、令和4年4月の改正については見送ることとした。

なお、(62)から(64)については、個々の事情を踏まえ、関係課における個別での対応とすることとした。

【参考：予算科目上の件数】

- 検討対象 155 件
- うち改正を行うもの 25 件
(料金の引き上げ 16 件、料金の引き下げ 2 件、料金区分等見直し 7 件)

※歳入予算科目（使用料及び手数料、雑入）の件数のため、以下に示す使用料・手数料等の件数とは異なる。

1. 改正を行うもの

使用料

(1) 勤労センターの「中広間」及び「宿泊室」使用料（商工振興課）

[改正内容] 中広間の宿泊料金及び宿泊室の使用料の引き上げ

(単位：円、1人1泊あたり)

区 分		現 行	改正後	
中広間	宿泊のため利用する場合	1,100	1,650	
宿泊室	特別室 (洋室)	1室に1人の場合	4,190	6,280
		1室に2人の場合	2,930	4,390
	特別室 (和室)	1室に1人の場合	4,190	6,280
		1室に2人の場合	2,930	4,390
		1室に3人以上の場合	2,510	3,760
	一般室 (和室)	1室に1人の場合	3,040	4,560
		1室に2人の場合	2,100	3,150
		1室に3人以上の場合	1,780	2,670

[改正理由] 理論上の最大収入で計算した場合においてもあるべき受益者負担率との乖離があるため、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の1.5倍の料金設定とする。

[影響額] 1,166,610円（令和2年度実績）×0.5＝**583,305円**

(2) 南スポーツセンターの「水泳プール」使用料（文化・スポーツ課）

[改正内容] 水泳プールの利用単位の見直し

(単位：円)

区 分	現 行		改正後
	1日	半日	
中学生以下		110	1人1回につき 110
一般		220	1人1回につき 220

[改正理由] 現行では利用単位を午前の部（9時～12時）と午後の部（13時～17時）の入替制として、半日単位の料金設定としているが、利用者の利便性向上を図るため、入替制を廃止し1回あたりの料金とする。

[影響額] 不明（※利用単位の変更に伴う利用の変化が見込めないため）

(3) 総合運動場の「野球場」使用料（文化・スポーツ課）

[改正内容] 野球場（会議室を除く）の使用料の引き上げ及び土日祝日料金の設定

（単位：円）

現 行				
区 分		1 日	半 日	2 時間 30 分以内
アマチュアスポーツの場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	9,900	4,950	3,300
	入場料又はこれに類するものを徴収するとき	19,800	9,900	6,600
アマチュアスポーツ以外の場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	19,800	9,900	6,600
	入場料又はこれに類するものを徴収するとき	198,000	99,000	66,000



改 正 後					
区 分		1 日	半 日	2 時間 30 分以内	
平日	アマチュアスポーツの場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	12,370	6,180	4,120
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	24,750	12,370	8,250
	アマチュアスポーツ以外の場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	24,750	12,370	8,250
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	247,500	123,750	82,500
土曜日、日曜日及び休日	アマチュアスポーツの場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	14,850	7,420	4,950
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	29,700	14,850	9,900
	アマチュアスポーツ以外の場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	29,700	14,850	9,900
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	297,000	148,500	99,000

[改正理由] 県内同規模の野球場と比較すると安価であるため、平日は現行料金の1.25倍、土日祝日は1.5倍の料金設定とする。

[影響額] 平日 481,800円(令和2年度実績) × 0.25 = 120,450円
 土曜日、日曜日及び休日 628,650円(令和2年度実績) × 0.5 = 314,325円
合計 434,775円

- (4) 市民会館の「ホール」使用料(文化・スポーツ課)
- (5) 市公民館の「講堂」及び「展示場」使用料(文化・スポーツ課)
- (6) 中部公民館の「大会議室」使用料(文化・スポーツ課)
- (7) 東部市民センターの「講堂」使用料(東部市民センター)
- (8) 北里市民センターの「講堂」使用料(北里市民センター)
- (9) 味岡市民センターの「講堂」使用料(味岡市民センター)

[改正内容] 土曜日料金の廃止(現行の「日曜日及び休日」料金を「土曜日、日曜日及び休日」料金に変更)

【(4)市民会館】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
ホ ー ル	平日	17,600	26,400	35,200	70,400
	土曜日	17,600	35,200	42,900	86,900
	日曜日及び休日	23,100	35,200	42,900	92,400



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
ホ ー ル	平日	17,600	26,400	35,200	70,400
	土曜日、日曜日 及び休日	23,100	35,200	42,900	92,400

【(5) 公民館】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	5,500	6,600	11,000	19,800
	土曜日	5,500	8,250	13,200	24,200
	日曜日及び休日	6,600	8,250	13,200	26,400
展示場	平日				7,700
	土曜日				12,100
	日曜日及び休日				15,400



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	5,500	6,600	11,000	19,800
	土曜日、日曜日 及び休日	6,600	8,250	13,200	26,400
展示場	平日				7,700
	土曜日、日曜日 及び休日				15,400

【(6) 中部公民館】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
大会議室	平日	4,400	5,500	8,800	16,500
	土曜日	4,400	7,150	11,000	20,350
	日曜日及び休日	5,500	7,150	11,000	23,100



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
大会議室	平日	4,400	5,500	8,800	16,500
	土曜日、日曜日 及び休日	5,500	7,150	11,000	23,100

【(7) 東部市民センター】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	7,810	11,770	15,730	31,570
	土曜日	7,810	15,730	19,250	39,050
	日曜日及び休日	10,340	15,730	19,250	41,470



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	7,810	11,770	15,730	31,570
	土曜日、日曜日 及び休日	10,340	15,730	19,250	41,470

【(8) 北里市民センター】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	4,730	7,040	9,460	18,920
	土曜日	4,730	9,460	11,550	23,430
	日曜日及び休日	6,160	9,460	11,550	24,860



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	4,730	7,040	9,460	18,920
	土曜日、日曜日 及び休日	6,160	9,460	11,550	24,860

【(9) 味岡市民センター】

(単位：円)

現 行					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	6,490	9,790	13,090	26,290
	土曜日	6,490	13,090	16,060	32,560
	日曜日及び休日	8,580	13,090	16,060	34,540



改 正 後					
区 分		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	6,490	9,790	13,090	26,290
	土曜日、日曜日 及び休日	8,580	13,090	16,060	34,540

[改正理由] 現状、土曜日については、平日や日曜日・休日と区別する料金設定をしている。県内同類施設でも同様の設定が見られるものの、週休2日制度の定着が図られていることや、市内他施設においては、日曜日・休日と同一の料金設定としていることから見直し、統一するもの。

[影響額] 合計 **65,725 円** (※内訳は下表のとおり)

令和2年度実績 ※括弧内は影響額 (改正後－現行の差額)			
区 分		午前	全日
市民会館	ホール	0 件	1 件 (5,500 円/件)
公民館	講堂	6 件 (1,100 円/件)	0 件
	展示場		6 件 (3,300 円/件)

令和2年度実績 ※括弧内は影響額（改正後－現行の差額）			
区 分		午前	全日
中部公民館	大会議室	3件 ※うち1件50%減免 (1,100円/件)	1件 (2,750円/件)
東部市民センター	講堂	5件 (2,530円/件)	0件
北里市民センター	講堂	6件 (1,430円/件)	0件
味岡市民センター	講堂	2件 ※うち1件50%減免 (2,090円/件)	2件 (1,980円/件)

手数料

(10) 一般廃棄物処理手数料（リサイクルプラザ）

[改正内容] 動物の死体処理手数料の引き上げ

【収集】現行：2,140円/件 ⇒ 改正後：3,200円/件

【持込】現行：1,600円/件 ⇒ 改正後：2,200円/件

[改正理由] 近隣市町の状況（収集は近隣で唯一実施している春日井市は3,200円、持込は本市と同様に業者委託している市町では2,000円超）から、収集については激変緩和を踏まえて約1.5倍とし、持込については1件あたりの焼却費用にあわせて2,200円とする。

[影響額] 収集 (3,200円－2,140円) ×180件 (令和2年度実績)
= 190,800円
持込 (2,200円－1,600円) ×254件 (令和2年度実績)
= 152,400円
合計 343,200円

(11) 住民票の写しの交付手数料（市民窓口課）

(12) 印鑑登録証明手数料（市民窓口課）

(13) 所得・課税証明手数料（市民税課）

[改正内容] 窓口及びコンビニでの交付手数料の引き上げ

【窓口】現行：200円/通・枚 ⇒ 改正後：300円/通・枚

【コンビニ】現行：100円/通・枚 ⇒ 改正後：150円/通・枚

[改正理由] 窓口交付について、近隣市（尾張地区）の約半数が300円としていることや発行業務に必要な経費が増加しているため、300円に引き上げを行う。また、コンビニ交付について、窓口交付の半額の150円に引き上げを行う。

[影響額] 住民票の写し 13,404,600円 (令和2年度実績) ×0.5
= 6,702,300円
印鑑登録証明 8,509,300円 (令和2年度実績) ×0.5
= 4,254,650円
所得・課税証明 4,351,000円 (令和2年度実績) ×0.5
= 2,175,500円
合計 13,132,450円

(23) 納税証明手数料（収税課）

[改正内容] **証明手数料の引き上げ**

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市（尾東ブロック）において半数以上が300円としている。

[影響額] 1,070,800円（令和2年度実績）×0.5 = **535,400円**

(24) 所得証明手数料（市民税課）

(25) 非課税証明手数料（市民税課）

(26) 営業証明手数料（市民税課）

[改正内容] **証明手数料の引き上げ**

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市（尾東ブロック）において半数以上が300円としている。

[影響額] 営業証明 52,200円（令和2年度実績）×0.5 = **26,100円**

(27) 固定資産課税台帳記載事項証明手数料（資産税課）

[改正内容] **証明手数料の引き上げ**

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市（尾東ブロック）において半数以上が300円としている。

[影響額] 1,860,600円（令和2年度実績）×0.5 = **930,300円**

(28) 地籍図の交付手数料（資産税課）

(29) 地番参考図の交付手数料（資産税課）

[改正内容] **交付手数料の引き上げ**

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市（尾東ブロック）において、地籍図は半数以上が300円としている。（地番参考図は交付している市に限られる。）

[影響額] 地籍図 193,800円 (令和2年度実績) × 0.5 = 96,900円
地番参考図 108,600円 (令和2年度実績) × 0.5 = 54,300円
合計 151,200円

(30) 認可地縁団体証明手数料 (自治会支援室)

(31) 認可地縁団体印鑑登録証明手数料 (自治会支援室)

[改正内容] 証明手数料の引き上げ

現行：200円/件・枚 ⇒ 改正後：300円/件・枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料 ((11)～(20)) の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市の半数以上が300円としている。

[影響額] 地縁団体証明 600円 (令和2年度実績) × 0.5 = 300円
印鑑登録証明 600円 (令和2年度実績) × 0.5 = 300円
合計 600円

(32) 区域区分証明手数料 (都市計画課)

(33) 用途地域証明手数料 (都市計画課)

(34) 生産緑地等証明手数料 (都市計画課)

[改正内容] 証明手数料の引き上げ

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料 ((11)～(20)) の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。なお、近隣市の半数以上が300円としている。

[影響額] 区域区分証明 200円 (令和2年度実績) × 0.5 = 100円
用途地域証明 600円 (令和2年度実績) × 0.5 = 300円
生産緑地等証明 200円 (令和2年度実績) × 0.5 = 100円
合計 500円

(35) その他の証明手数料【※以下の証明発行に係る手数料が準拠】

- ・ 戸籍届書預り証明書 (市民窓口課)
- ・ 戸籍受附帳記載事項証明書 (市民窓口課)
- ・ 戸籍受附帳に記載のないことの証明書 (市民窓口課)
- ・ 外国人に関する届出綴に届書が存在しないことの証明 (市民窓口課)
- ・ 戸籍法第41条による証書の謄本が提出されたことの証明書 (市民窓口課)
- ・ 再製原戸籍記載事項証明書 (市民窓口課)
- ・ 開発行為又は建築に関する証明書 (建築課)

[改正内容] **証明手数料の引き上げ**

現行：200円/枚 ⇒ 改正後：300円/枚

[改正理由] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300円に引き上げを行う。

[影響額] ほぼなし（市民窓口課の各証明については、例年数件程度であり、開発行為又は建築に関する証明書については、平成24年度以降発行実績なし）

(36) 骨粗しょう症検診受診料（保健センター）

[改正内容] **骨粗しょう症検診受診料の引き下げ**

現行：700円/回 ⇒ 改正後：500円/回

[改正理由] 医療費の自己負担額3割を参考に設定しているが、検診費用の3割相当額を上回っていること及び近隣市町の状況から、受診料の引き下げを行う。

[影響額] 自己負担額 131,000円 - 183,400円 = △52,400円
 国保特会負担金 217,355円 - 191,784円 = 25,571円
合計 △26,829円

(37) 肺炎球菌ワクチン予防接種接種料（保健センター）

[改正内容] **肺炎球菌ワクチン予防接種接種料の引き下げ**

現行：2,500円/回 ⇒ 改正後：2,000円/回

[改正理由] 医療費の自己負担額3割を参考に設定しているが、接種費用の3割相当額を上回っていること及び近隣市町の状況から、接種料の引き下げを行う。

[影響額] (2,000円 - 2,500円) × 1,157人（令和2年度実績）
= △578,500円

(38) 歴史講座等受講料（文化財課）

[改正内容] **受講料の引き上げ（市負担割合の見直し）**

[改正理由] 民間が主催する同様の講座と比べ低額であるため、激変緩和措置を踏まえた上で受益者負担率を見直し、受講料の引き上げを行う。

[影響額] 不明（※講師や募集定員によって毎年度受講料は変動するものであるため）

(39) 都市計画図等販売代金（都市計画課）

[改正内容] **用途図・白図の販売代金の引き上げ、街路図の販売取りやめ**

【用途図】 現行：470円/枚 ⇒ 700円/枚

【白 図】 現行：220円/枚 ⇒ 300円/枚

【街路図】 現行：370円/枚 ⇒ 販売取りやめ

[改正理由] 用途図及び白図については、近隣市町との比較や印刷経費を踏まえ、販売代金の引き上げを行う。

街路図については、販売実績が少なく（毎年1枚程度）、需要が低いことや、街路（都市計画道路）の情報は用途図にも記載されており、同様の情報を得ることが可能であるため、販売を取りやめる。

[影響額] 用途図 (700円 - 470円) × 74枚 (令和2年度実績) = 17,020円
白図 (300円 - 220円) × 16枚 (令和2年度実績) = 1,280円
街路図 △370円 × 1枚 (令和2年度実績) = △370円
合計 17,930円

(40) 農業振興地域整備計画図売上代（農政課）

[改正内容] **農業振興地域整備計画図の販売代金の引き上げ**

現行：470円/枚 ⇒ 改正後：700円/枚

[改正理由] 地図の類似性から都市計画図用途図と同額にて販売しており、都市計画図用途図の販売代金引き上げにあわせて引き上げを行う。

[影響額] (700円 - 470円) × 27枚 (令和2年度実績) = **6,210円**

2. 検討の結果、改正を見送る（現行料金を維持する）もの

(41) 青年の家（創垂館を除く）使用料（こども政策課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 県内他市施設の時間・面積あたりの平均単価と比較した場合、ほぼ同等もしくはそれ以上であり、また、駐車場が離れていることによる利便性の悪さや建築から57年が経過していることによる老朽化や狭隘化等を考慮し、改正を見送る。

(42) まなび創造館使用料（多世代交流プラザ）

[検討事項] 女性センター以外の施設（主に体育施設）について、あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] アリーナについては、県内他市施設（複合型学習・体育施設）の時間・面積あたりの平均単価を超えており、また、フィットネススタジオについても大きな乖離はないことから、改正を見送る。

トレーニングジムについては、同規模の他市施設と比較するとほぼ同額であり、また、総合体育館（(51)）のトレーニングジムと料金設定を同じにしていることから、改正を見送る。

(43) 市公民館使用料（文化・スポーツ課）

(44) 中部公民館使用料（文化・スポーツ課）

(45) 東部市民センター公民館使用料（東部市民センター）

(46) 北里市民センター公民館使用料（北里市民センター）

(47) 味岡市民センター公民館使用料（味岡市民センター）

[検討事項] 中部公民館及び北里市民センター公民館について、あるべき受益者負担率を下回っているため、これらと同類施設である市公民館、東部市民センター公民館及び味岡市民センター公民館も含めて料金の引き上げを検討した。また、一方で、市公民館及び中部公民館の和室については、市内他施設の和室と比べると高い設定となっているため、料金の引き下げを検討した。

[見送理由] 市公民館及び東部市民センター公民館については、減免額を加味するとあるべき受益者負担率の範囲内であり、味岡市民センター公民館についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度は、減免額を加味するとあるべき受益者負担率の範囲内である。また、中部公民館及び北里市民センター公民館についても、県内他市施設の各種部屋等ごとの時間・面積あたりの平均単価と比較した場合、大きな乖離はないことから、改正を見送る。

和室については、市公民館及び中部公民館の和室は茶室を併設しているため、市内の他施設よりも高く設定している。また、中部公民館においては、あるべき受益者負担率を下回っており、市公民館においても、減免額を加味しなければあるべき受益者負担率を下回っていることから、改正（料金の引き下げ）を見送る。

(48) さかき運動場使用料（文化・スポーツ課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 野球場については、LED化に多額の費用が想定される中で、ナイター設備の継続を含めて今後検討する必要があるため、現時点での改正は見送る。

テニスコートについては、他市の砂入り人工芝のコートとほぼ同額であるため、改正を見送る。

(49) 南スポーツセンター（プールを除く）使用料（文化・スポーツ課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 野球場については、LED化に多額の費用が想定される中で、ナイター設備の継続を含めて今後検討する必要があるため、現時点での改正は見送る。

武道館については、建築から40年が経過していることによる施設の老朽化等を踏まえ、改正を見送る。

(50) 大輪体育館使用料（文化・スポーツ課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 建築から 39 年が経過していることによる施設の老朽化等を踏まえ、改正を見送る。

(51) 総合体育館使用料（文化・スポーツ課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] メインアリーナ及びサブアリーナについては、県内他市施設の時間・面積あたりの平均単価と比較した場合、平日ではほぼ同等、土日祝日では平均を超えている。

トレーニングジムについては、同規模の他市施設と比較するとほぼ同額である。

サッカーグラウンドについては、ロングパイル人工芝や観覧席を有するなど設備が充実していることから、県内他市施設の時間・面積あたり単価と比較してもかなり高い設定としている。

以上により、施設全体としてはあるべき受益者負担率を下回っているものの、個々の施設としては県内他市の平均を超えているものが多いため、総合的に判断し、改正を見送る。

(52) 公園使用料（うち市民四季の森）（みどり公園課）

[検討事項] 有料施設（ディスクゴルフ場及びパークゴルフ場）については、あるべき受益者負担率の範囲内であるが、公園全体の維持管理費を踏まえると、あるべき受益者負担率を下回るため、現行無料としているソリスベリ及び駐車場の有料化を検討した。

[見送理由] ソリスベリについては、設備が老朽化している状況であるため、今後、改修等の状況を踏まえて検討することとし、現時点での有料化は見送る。

駐車場については、県内他市の多くの公園が無料としており、有料としているのは主に市街地にある公園である。また、駐車場不足を解消するために平成 30 年度に国庫補助金を活用して東第 2 駐車場を整備したが、補助

金の交付対象施設の条件として、「その利用について建設費を償却するに足る程の使用料を徴収しない」とされており、当駐車場の償却期間 10 年を考慮すると、駐車場料金を徴収することは現在のところ補助金返還等の問題がある。さらには、駐車場料金の徴収にあたっては、設備投資を要することとなる。以上により、現時点での有料化は見送る。

(53) プラネタリウム使用料（文化・スポーツ課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 県内他市及び民間施設と比較すると低い料金設定であるが、県内他市施設と比較すると施設規模が小さいことや、建築から 40 年が経過し施設が老朽化していること、さらには、歴史館使用料及び小牧山城史跡情報館使用料（(54)・(55)）と料金設定を同じにしていることから、改正を見送る。

(54) 歴史館使用料（文化財課）

(55) 小牧山城史跡情報館使用料（文化財課）

[検討事項] あるべき受益者負担率を下回っているため、料金の引き上げを検討した。

[見送理由] 現行料金については、小牧山城史跡情報館の開館に伴い「小牧市歴史館等の設置及び管理に関する条例」制定時に十分に検討された結果のものであり、検討後年数も経過していないことから改正を見送る。

(56) 仮換地証明手数料（区画整理課）

(57) 該当地番証明手数料（区画整理課）

(58) 保留地予定地証明手数料（区画整理課）

(59) 仮換地図の交付手数料（区画整理課）

[検討事項] 市民窓口課及び市民税課の各種手数料（(11)～(20)）の引き上げにあわせて、300 円への引き上げを検討した。

[見送理由] 区画整理事業の特性上、公共事業で一部の関係者のみ証明の必要性が生じるものであることや、現在事業期間中であることから改正を見送る。

(60) 小牧シティマラソン大会参加料（文化・スポーツ課）

[検討事項] 参加者の保険料相当額の転嫁による参加料引き上げを検討した。

[見送理由] 現行料金は近隣自治体の主催する大会の参加料と同程度であることから改正を見送る。

(61) 小牧市民駅伝競走大会参加料（文化・スポーツ課）

[検討事項] 経費の増嵩と参加チーム数の減少により受益者負担率が低下傾向にあることから、参加料の引き上げを検討した。

[見送理由] 現行料金は近隣自治体の主催する大会の参加料と同程度であることから改正を見送る。

3. その他（個別対応とするもの）

(62) 青年の家（創垂館）使用料（こども政策課）

青年の家別館である創垂館については、平成 24 年度より利用を中止しており、現在実施している保存修理工事の完了後、令和 4 年度に利用を再開する予定である。

利用再開にあたっては、新たに設置及び管理に関する条例を制定する予定であり、現在、関係課において条例制定にあわせて料金設定について調整を進めているところである。

(63) 児童生徒等給食代（学校給食課）

学校給食については、食材費の上昇により、給食費単価が上昇している状況である。そうした中、本市は平成 26 年度から改正を行っておらず、県内平均を下回る給食費となっており、給食費の引き上げを検討する必要がある。

しかし、一方では、近隣の江南市、岩倉市、扶桑町などは本市とほぼ同額であり、さらには給食費の引き上げは保護者負担増となり、その影響について十分考慮する必要があることから、引き続き検討することとする。

(64) 普通財産及び行政財産の貸付料基準と行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等（資産管理課）

他市と比較し、小牧市の率はバランスが取れており、他市間の地価の大きな変動もないこと、他市の率についても変動が見られないこと等から、現行の率を据え置くことが適切であると考えられるが、引き続き、資産管理課において、地価変動や他市の状況に注視し、必要に応じて改正の検討を行うこととする。

5 市民優遇料金の検討について

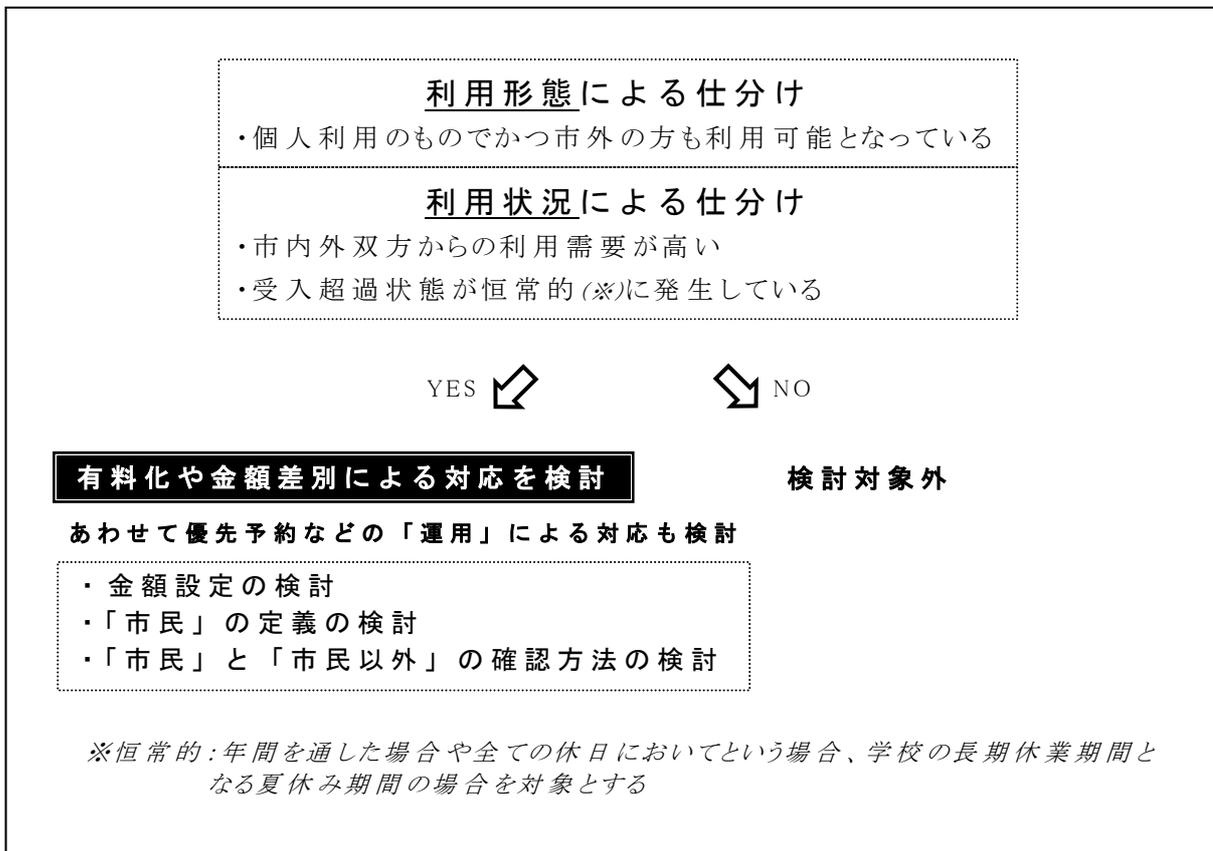
(1) 目的

公共施設の利用や市が実施する各種サービスについて、市民の円滑な利用を確保するため、一定の利用状況にあるものについて、市民優遇料金の設定を検討した。

(2) 検討手順

以下のフロー（選定基準）に従い、市外の方も利用する施設・サービスであって、受入超過により市民利用に大きく支障がある場合には、市民優遇料金として繁忙期等において市外料金を設定し、利用の適正化を図ることを検討した。

【イメージフロー】



(3) 検討状況・経過

個人利用のものでかつ市外の方も利用可能なもののうち、利用状況による仕分けの第一段階として、「市内外双方からの利用需要が高いもの」について、下表のとおり抽出した。

施設・サービス	市内・市外の利用需要の状況
温水プール	コロナ禍以前は年間 20 万人以上の利用があり、利用者アンケートの結果では市外利用者の割合も高く、市外からの来場も多い人気施設である。
総合体育館 (トレーニングジム)	定期券購入者の 4 割程度が市外利用者であり、市内・市外ともに利用需要が高い施設である。
市民四季の森	ディスクゴルフ場、パークゴルフ場、ソリスベリ の利用状況を見ると市外利用者の割合も高く、市外からの来場も多い人気施設である。

次に、利用状況による仕分けの第二段階として、「受入超過状態が恒常的に発生しているか」について確認した。

その結果、総合体育館（トレーニングジム）については、混雑する状況が見られるものの、午前中の一部や人気のある特定のスタジオプログラムの時間帯に限られており、恒常的に発生している状況ではなかった。また、市外利用者の属性は把握できていないものの、定期券を購入するということは、在勤・在学の方が多いのではないと思われる。

次に、市民四季の森については、パークゴルフ場やソリスベリにおいて待ち時間が発生している状況が見られるものの、気候の良い時期の休日に限られており、恒常的に発生している状況ではなかった。

一方、温水プールについては、夏休み期間は特に来場者が多く、定員超過による入場制限や入場券を購入するための行列が発生しており、この状況がコロナ禍以前は毎年夏休み期間において見られたことから、受入超過状態が恒常的に発生している状況である。

(4) 検討結果

上記(3)のとおり、温水プールについては、受入超過状態が恒常的に発生し、市民の利用に支障が出ていると考えられるため、夏休み期間において市外料金を設定し、利用の適正化を図ることが必要である。

一方で、市外料金を設定する場合には、発券機などの改修費に加え、市民もしくは市外利用者であることの確認や案内のための増員による人件費増が必要となることや、利用者の資格確認を行うことにより、さらなる混雑や待ち時間の増加を招く恐れがあるなどの課題がある。

したがって、温水プールにおける市外料金の設定については、これら運用における課題について十分に整理及び解消に向けた検討を行った上で実施する必要がある。

(5) 市民の定義について

① 検討目的

市内に住所を有する者（以下「市内在住者」という。）に加え、市内在勤・在学者もまちづくりの重要なパートナーであり、可能な限り市内在住者に準じた配慮をすべきと考えられることから、各施設・サービスにおける運用について現状把握し、市民の定義について検討することとした。

② 現状把握

市民スポーツ教室や市民駅伝競走大会、市民講座のうちゆうゆう学級・つつじ学級などでは、参加できる者を在勤・在学者も含む市民としている。

また、優先予約については、勤労センターでは、市内に事業所を有する企業・団体等を、コミュニティセンターでは、会員の半数以上が当該区域の在住・在勤・在学者であることなどが条件である運営協議会加盟団体を、まなび創造館では、半数以上が市内在住・在勤・在学者で構成されているスポーツ広場利用登録団体及び18歳以上の市内在住・在勤・在学者で構成されている女性センター利用登録団体をそれぞれ対象として運用している。

さらに、抽選については、各スポーツ施設では、半数以上が市内在住・在勤・在学者で構成されている団体を抽選会に参加可能としており、市民講座等では、受講申込が定員を超えた場合、市内在住・在勤・在学者を優先に抽選するという対応を行っている。

③ 検討結果・今後の方向性

上記②のとおり、料金設定以外の運用面においては、既に多くのケースにて、在勤・在学者を含めた対応をしているところであり、また、現在是对応していないものについても、検討委員会で全庁の状況を共有し、同じような配慮ができるものに対しては、在勤・在学者への運用の拡大に向けた積極的な検討を進めるよう各部へ依頼を行った。

一方、市民優遇料金の対象者に在勤・在学者を加えることについては、その必要性はあるものの、現在市外料金の設定を検討している温水プールのように利用の多い施設では、利用の都度、在住・在勤・在学の資格確認が必要となり、確認作業が増えることにより、市民の円滑な利用に支障をきたす恐れがある。また、在勤・在学には多様なケースがあり、その資格確認を公正にするための運用をどうするかなどの課題がある。以上のことから、個々の施設の利用状況や運用方法を

十分に精査し、料金徴収方法の見直し等を検討した上で、適否について慎重に判断する必要がある。

(参考) こまきこども未来館について

本報告書における定期的な見直しは、令和2年度までに設定された使用料・手数料が対象となっているため、令和3年度途中で新設したこまきこども未来館の使用料は本来検討対象外となっているが、5(2)の選定基準と照らし合わせても市民優遇料金の検討対象に該当することについて確認した。

こまきこども未来館については、令和3年3月6日のオープン以来、市民限定で定員を設けて運営していたが、土日祝日や春休みは定員を上回る来館があった。こうした状況の中、市外在住者の受入を開始した場合、市外から多くの来館が見込まれ、その結果、受入超過となり市民利用に支障が生じることが想定されることから、市民の円滑な利用を確保するための対策が必要と判断した。

そこで、市民優遇料金の設定について検討し、令和3年第2回定例会において条例改正の議決を経て、土日祝日及び長期休業期間に限定し、市外在住者の有料化を行うこととなった。

なお、こまきこども未来館の市外料金については見込みに基づき設定していることから、今後、市外在住者の受入開始後の来館状況などを確認しながら、必要に応じて金額等の見直しを検討する予定としている。

6 見直しの効果

本報告書の改正案に従い見直すこととした場合、利用者数等が令和2年度実績と変わらない前提では、総額で年間約1,624万円の歳入増となる見込みである。

7 まとめ

(1) 適切な維持管理と利用率の向上

施設使用料は使用、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。

施設の利用率（稼働率）が低い施設については引き続き、効果的な広報活動など利用率向上を図るとともに施設及び機能（サービス）の必要性を検証し、類似機能の集約化等についても検討する必要がある。

(2) 市民優遇の料金設定

温水プールについて、夏休み期間において市外料金を設定し、利用の適正化を図ることが必要である。ただし、経費の増加や利用者の資格確認などの運用上の課題があることから、これらの課題について十分に整理及び解消に向けた検討を行った上で実施する必要がある。

なお、市民優遇料金の設定にあたっては、その施設・サービスの目的や利用状況など様々な角度から検討する必要があることから、統一した基準を設定し、全ての施設・サービスに一律に適用させることは困難であると考えられる。したがって、一定の整合性は必要ではあるものの、今後においても、それぞれの施設・サービスの状況を十分に精査のうえ必要に応じ個別に判断し、設定していく必要がある。

小牧市使用料・手数料等検討委員会検討の経緯

日 程	項 目	内 容
令和3年 7月6日	第1回 検討委員会	・ 令和3年度使用料・手数料等の検討について
令和3年 7月6日～	意見聴取	・ 見直し検討に係る委員への意見聴取 (期間：7/6～7/13)
令和3年 8月3日	第2回 検討委員会	・ 令和3年度使用料・手数料等の見直し案（市民優遇料金を除く）について ・ 市民優遇料金の検討について
令和3年 8月17日	第3回 検討委員会	・ 「その他の手数料」の見直しについて ・ 「市民」の定義の検討について ・ 新施設予約システム構築に係る使用料の見直しについて
令和3年 10月5日	第4回 検討委員会	・ 検討委員会報告書（案）について

小牧市使用料・手数料等検討委員会設置要綱

〔令和 3 年 4 月 1 日〕
〔3 小財第 1 1 号〕

(設置)

第 1 条 受益者に対する負担均衡、負担公平、応能負担及び政策反映の原則に基づく適正な使用料、手数料等について調査研究するため、小牧市使用料・手数料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 使用料、手数料等の調査研究及び改正案の策定に関すること。
- (2) その他使用料、手数料等に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討委員会に委員長を置き、総務部次長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市長公室次長

総務部次長

地域活性化営業部次長

市民生活部次長

健康生きがい支え合い推進部次長

福祉部次長

こども未来部次長

建設部次長

都市政策部次長

上下水道部次長
市民病院事務局次長
教育委員会事務局教育部次長
会計管理者
消防本部副消防長
消防署長

施設使用料の収入額と維持管理費の対比表

(単位：円、%)

番号	所 属	施 設 名	令和2年度 実収入額 ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	令和2年度 維持管理費	受益者負担率 (実収入額÷維持費) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	あるべき 受益者負担率	引上げ必要最低倍率 (あるべき受益者負担率の 下限÷現受益者負担率) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む
1	支え合い協働 推進課	西部コミュニティ センター	1,528,470	41,797,796	3.7	12.5~37.5%	3.4
			3,898,600		9.3		1.3
			(2,659,900)		(6.9)		(1.8)
			(6,639,590)		(17.1)		(あるべき範囲内)
2	支え合い協働 推進課	南部コミュニティ センター	2,764,060	37,408,473	7.4	12.5~37.5%	1.7
			5,478,860		14.6		あるべき範囲内
			(4,082,280)		(12.0)		(1.0)
			(8,488,470)		(25.0)		(あるべき範囲内)
3	商工振興課	勤労センター	14,222,750	106,836,518	13.3	37.5~62.5% (宿泊施設は 62.5~87.5%)	2.8
			16,421,090		15.4		2.4
			(31,913,190)		(28.0)		(1.3)
			(35,430,320)		(31.1)		(1.2)
4	こども政策課	青年の家	92,620	19,384,943	0.5	12.5~37.5%	25.0
			649,990		3.4		3.7
			(480,600)		(1.8)		(6.9)
			(1,410,730)		(5.4)		(2.3)
5	文化・スポー ツ課	市民会館	465,170	68,051,297	0.7	12.5~37.5%	17.9
			9,044,510		13.3		あるべき範囲内
			(4,148,070)		(5.8)		(2.2)
			(18,466,860)		(26.0)		(あるべき範囲内)
6	多世代交流プ ラザ	まなび創造館	17,517,792	226,991,820	7.7	12.5~37.5% (女性センター以外は 37.5~62.5%、 但しトレーニングジ ムは100%)	1.6
			24,737,757		10.9		1.1
			(37,773,728)		(19.9)		(あるべき範囲内)
			(48,601,338)		(25.6)		(あるべき範囲内)
7	文化・スポー ツ課	市公民館	3,540,907	61,280,027	5.8	12.5~37.5%	2.2
			10,302,497		16.8		あるべき範囲内
			(5,775,321)		(9.0)		(1.4)
			(15,326,796)		(23.9)		(あるべき範囲内)

(単位：円、%)

番号	所 属	施 設 名	令和2年度 実収入額 ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	令和2年度 維持管理費	受益者負担率 (実収入額÷維持費) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	あるべき 受益者負担率	引上げ必要最低倍率 (あるべき受益者負担率の 下限÷現受益者負担率) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む
8	文化・スポー ツ課	中部公民館 (プラネタリウムを 含む)	2,585,213	64,858,185	4.0	12.5~37.5% (プラネタリウムは 37.5~62.5%)	3.1
			3,874,788		6.0		2.1
			(4,558,862)		(6.8)		(1.8)
			(6,464,702)		(9.6)		(1.3)
9	東部市民セン ター	東部市民センター	2,152,022	45,943,611	4.7	12.5~37.5%	2.7
			5,915,207		12.9		あるべき範囲内
			(4,433,562)		(10.2)		(1.2)
			(9,521,352)		(21.8)		(あるべき範囲内)
10	北里市民セン ター	北里市民センター	1,166,870	63,767,870	1.8	12.5~37.5%	6.9
			2,664,980		4.2		3.0
			(2,385,710)		(4.7)		(2.7)
			(5,557,000)		(10.8)		(1.2)
11	味岡市民セン ター	味岡市民センター	2,847,415	55,505,117	5.1	12.5~37.5%	2.5
			5,330,560		9.6		1.3
			(5,595,960)		(10.5)		(1.2)
			(10,694,070)		(20.0)		(あるべき範囲内)
12	文化・スポー ツ課	さかき運動場	2,378,090	26,111,676	9.1	37.5~62.5%	4.1
			2,398,770		9.2		4.1
			(2,924,670)		(12.0)		(3.1)
			(3,075,650)		(12.6)		(3.0)
13	文化・スポー ツ課	南スポーツセン ター	2,033,805	46,046,915	4.4	37.5~62.5%	8.5
			3,330,260		7.2		5.2
			(3,336,895)		(7.2)		(5.2)
			(5,128,590)		(11.1)		(3.4)
14	文化・スポー ツ課	大輪体育館	571,550	9,895,119	5.8	37.5~62.5%	6.5
			621,160		6.3		6.0
			(761,785)		(9.1)		(4.1)
			(983,980)		(11.8)		(3.2)

(単位：円、%)

番号	所属	施設名	令和2年度 実収入額 ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	令和2年度 維持管理費	受益者負担率 (実収入額÷維持費) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	あるべき 受益者負担率	引上げ必要最低倍率 (あるべき受益者負担率の 下限÷現受益者負担率) ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む
15	文化・スポーツ課	総合運動場	1,670,550	34,494,885	4.8	37.5~62.5%	7.8
			1,811,530		5.3		7.1
			(2,270,805)		(7.2)		(5.2)
			(2,704,660)		(8.5)		(4.4)
16	文化・スポーツ課	温水プール	8,536,460	161,236,383	5.3	37.5~62.5%	7.1
			10,283,890		6.4		5.9
			(76,935,490)		(41.6)		(あるべき範囲内)
			(81,617,370)		(44.2)		(あるべき範囲内)
17	文化・スポーツ課	総合体育館	37,866,340	193,739,932	19.5	37.5~62.5% (トレーニングジム は100%)	1.9
			44,960,074		23.2		1.6
			(59,430,541)		(28.7)		(1.3)
			(70,564,030)		(34.0)		(1.1)
18	みどり公園課	市民四季の森	7,017,300	26,857,164	26.1	37.5~62.5%	1.4
			7,091,180		26.4		1.4
			(11,720,290)		(45.4)		(あるべき範囲内)
			(11,808,450)		(45.7)		(あるべき範囲内)
19	文化財課	歴史館	2,210,740	21,501,029	10.3	37.5~62.5%	3.6
			2,488,320		11.6		3.2
			(3,459,820)		(15.5)		(2.4)
			(3,630,500)		(16.3)		(2.3)
20	文化財課	小牧山城史跡情報館	848,400	34,298,296	2.5	37.5~62.5%	15.0
			1,004,500		2.9		12.9
			—		—		—
			—		—		—

※表中括弧書きは平成30年度実績数値

※実収入額は原則、施設附属設備貸出料を除いて計上しているが、施設附属施設貸出料と施設使用料を分けて把握できない施設については、施設附属設備貸出料を含めて計上した。

※あるべき受益者負担率とは、P.35の各施設の性質別分類表に示す受益者負担率から±12.5%の範囲

※勤労センター、まなび創造館、中部公民館及び総合体育館は、そのうちの一部の施設においてあるべき受益者負担率が異なるが、維持管理費を区分することができないため、施設全体として算出している。

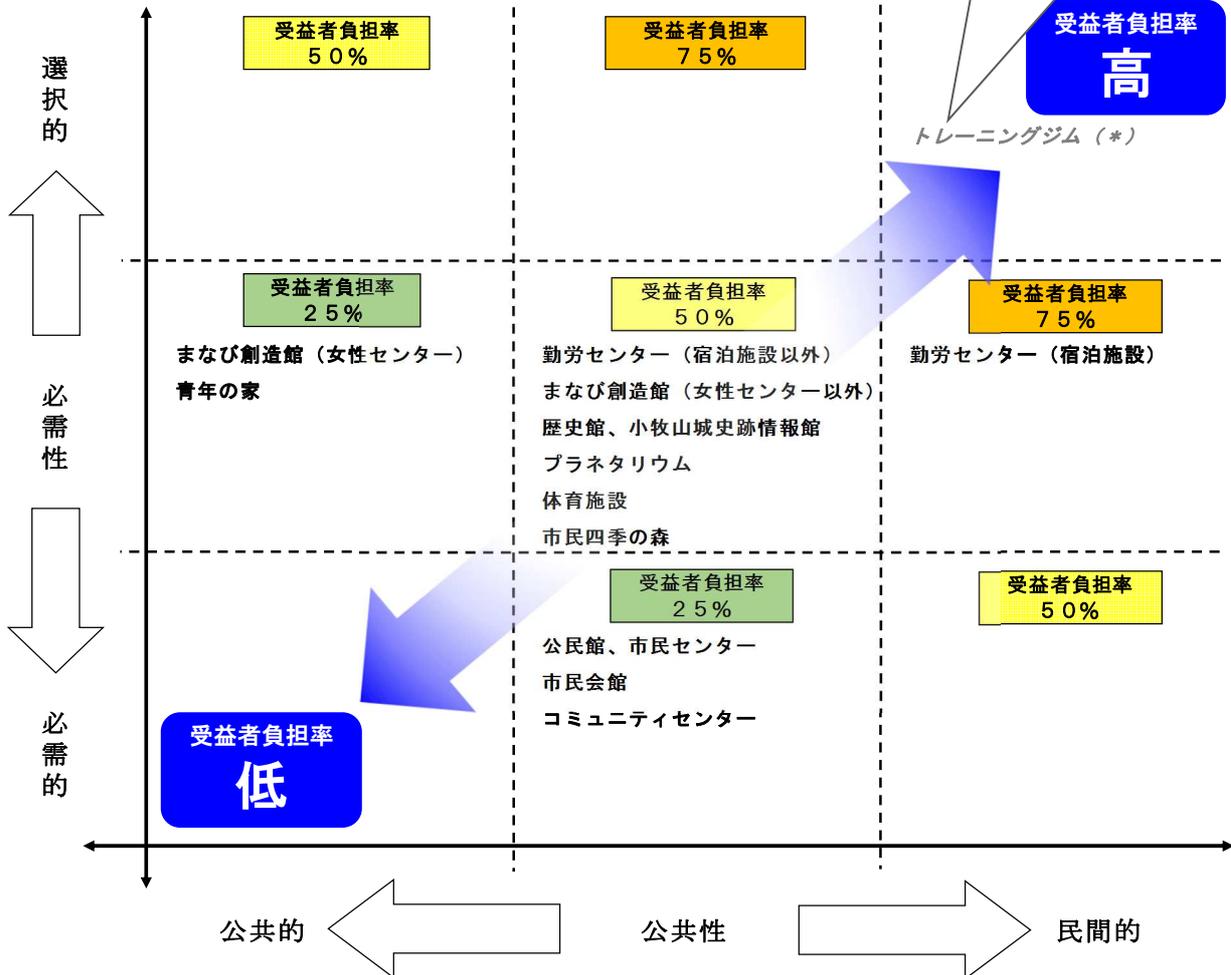
※中部公民館の維持管理費は、商工会議所からの負担金（中部公民館保守点検等業務負担金）を差し引いた額

※市民四季の森の維持管理費は、有料施設（ディスクゴルフ場・パークゴルフ場）に係る額

各施設の性質別分類表（受益者負担率の考え方）

各施設を「公共性」と「必需性」の2つの要素により分類したもの。
 便宜上9つの区分に分類しているが、同じ区分に属する施設であっても、設置目的や利用者特性などが異なるため、受益者負担率の数値は一つの目安として示すものである。

*トレーニングジムについては、昨今では民間による進出が著しく、また、個人の趣味的な利用という観点では、より民間的かつ選択的な性質の施設である。しかし一方で、健康増進や疾病予防のための利用という観点では、一定の公共性及び必需性を要する施設である。



- 「公共性」… 横軸で右に行くほど「市場的で民間でも提供しやすいもの」、左に行くほど「公共性が高く民間での提供が難しいもの」に区分される。
- 「必需性」… 縦軸で上に行くほど「日常生活を快適にするために市民が選択に基づき利用するサービス」、下に行くほど「市民の日常生活に必要な（必需性の高い）サービス」に区分される。

(注) 各施設の分類については、民間との競争性や市民の生活様式の変化などを踏まえ、見直す場合がある。

$$\boxed{\text{収入額※1}} \div \boxed{\text{維持管理費※2}} = \boxed{\text{受益者負担率}}$$

※1：実収入額と実収入額に減免額を加えた額それぞれの場合にて算定する。

※2：維持管理費には、施設の運用、事業の遂行に要した決算額（施設管理事業の決算額）を用いる。維持管理費に含める費用は、需用費や役務費、委託料、使用料、維持補修費等とし、正規職員人件費や建設費、大規模改修費、関連公債費等は含めない。